

第 62 号議案

口頭により滋賀県教育委員会に対し開示請求を行うことができる  
保有個人情報（平成 28 年滋賀県教育委員会告示第 1 号）の廃止に  
ついて

口頭により滋賀県教育委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情  
報（平成 28 年滋賀県教育委員会告示第 1 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止す  
る。

令和 5 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

「口頭により滋賀県教育委員会に対し開示請求を行うことができる  
保有個人情報（平成28年滋賀県教育委員会告示第1号）」の廃止  
について

## 1 廃止理由

滋賀県個人情報条例（以下「現行条例」という。）では、開示請求および開示の特例として、いわゆる簡易開示（以下「簡易開示」という。）を認めており、簡易開示ができる対象は、現行条例の規定により、あらかじめ実施機関が告示等により定めているところ。

今般、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、地方公共団体にも同法が適用されることから、現行条例については廃止となるため、同条例に基づき定める「口頭により滋賀県教育委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報（平成28年滋賀県教育委員会告示第1号）」についても廃止する。

## 2 廃止日

令和5年3月31日